

令和6年3月26日

# 館山市地域防災計画

**【第2編 地震・津波編】**  
**（第4章・第5章・第6章）**

**令和6年3月**  
**館山市防災会議**



## 【 目 次 】

### 第2編 地震・津波編

第4章 災害復旧計画.....	地 4- 1
第1節 民生安定のための緊急措置計画.....	地 4- 1
第2節 生活関連施設等の復旧計画.....	地 4-13
第3節 激甚災害の指定に関する計画.....	地 4-18
第4節 復興計画.....	地 4-19
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	地 5- 1
第1節 総 則.....	地 5- 1
第2節 推進地域及び特別強化地域.....	地 5- 4
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	地 5- 5
第4節 関係者との連携協力の確保.....	地 5- 5
第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	地 5- 6
第6節 時間差発生時における円滑な避難の確保等.....	地 5-12
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	地 5-16
第8節 地域防災力の向上と防災訓練計画.....	地 5-17
第9節 防災教育及び広報.....	地 5-17
第10節 南海トラフ地震防災対策計画.....	地 5-18
第11節 津波避難対策緊急事業計画の策定.....	地 5-22
第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画.....	地 6- 1
第1節 総 則.....	地 6- 1
第2節 推進地域及び特別強化地域.....	地 6- 2
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	地 6- 2
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	地 6- 2
第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	地 6- 2
第6節 関係者との連携協力の確保に関する事項.....	地 6- 3
第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項.....	地 6- 3
第8節 地域防災力の向上と防災訓練計画.....	地 6- 4
第9節 防災教育及び広報.....	地 6- 4



## 第4章 災害復旧計画

震災により多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。

このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災関係機関は協力して民生安定の措置を講じる。

また、公共土木施設、都市施設及び農林水産業施設の当面の応急措置の後は、災害の拡大、再度発生を防止し、本来の生活基盤、都市基盤及び農林水産業生産基盤を維持するために、本格復旧計画を樹立するものとする。

### 第1節 民生安定のための緊急措置計画

この計画は、災害により被害を受けた市民が立ち直り、再出発するための助成、援助を行うことによって、市民の自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図るために定めるものである。

関係部課

[本庁]：危機管理課、税務課、納税課、市民課、社会福祉課  
雇用商工課、農水産課、都市計画課、会計局

#### 1 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

##### (1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

##### (2) 被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付の体制強化

市は、罹災証明書の交付や被災者台帳の作成業務について、平常時から当該業務に従事する職員の育成や当該業務を支援するシステムの活用について検討するなど、市の体制強化に向けた取組みを推進する。

#### 2 被災者生活再建支援金の支給

##### (1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と

被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象災害

暴風、洪水、地震、津波、液状化その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（住宅被害支援金）

住宅の被害程度	全壊 (対象世帯アに該当)	解体 (対象世帯イに該当)	長期避難 (対象世帯ウに該当)	大規模半壊 (対象世帯エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（住宅再建支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(5) 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

(6) 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(公財)都道府県センターが指定されている。なお、千葉県では、県が行う支給事務に関し支援法人（(公財)都道府県センター）へ委託している。

(7) 支援金支給手続き

市は、支給申請の受付を行い、申請書等を確認し、取りまとめのうえ、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である(公財)都道府県センターへ提出し、申請を受理した(公財)都道府県センターは交付決定等を行う。

(8) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式:補助率 8/10)

ウ 支援金の支給額は上記(4)と同等とする。

### 3 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

本市限りで対応が困難な場合には、県の協力を得て建設等を行うものとする。

## (2) 公営住宅の空き家の活用

市は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

## 4 被災者の生活確保

### (1) 雇用の維持

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防に向けた事業主への支援・援助を関係機関と協力して行う。

### (2) 租税の徴収猶予及び減免等の実施

被災者に対し、地方税法及び市条例により市民税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を被害の実態に応じて実施する。

### (3) 災害援護資金

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

#### ア 貸付対象

##### (ア) 貸付の対象となる被害

- a 世帯主が療養に要する期間が概ね 1 月以上である負傷を負った場合
- b 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね 3 分の 1 以上の損害であると認められる場合

##### (イ) 世帯の所得制限

上記 (ア) に掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が 1 人であるときは 220 万円、2 人であるときは 430 万円、3 人であるときは 620 万円、4 人であるときは 730 万円、5 人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加えた額に満たない世帯の世帯主とする。

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が 1,270 万円に満たない世帯の世帯主とする。

#### イ 貸付限度額

##### (ア) 世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| a 家財等の損害がない場合     | 150 万円 |
| b 家財の 1 / 3 以上の損害 | 250 万円 |
| c 住居の半壊           | 270 万円 |

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分

を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

- |         |        |
|---------|--------|
| d 住居の全壊 | 350 万円 |
|         | 350 万円 |

##### (イ) 世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合



a	家財の1／3以上の損害	150万円
b	住居の半壊	170万円
	ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	250万円
c	住居の全壊（dを除く）	250万円
	ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円
d	住居の全体が滅失もしくは流失	350万円

ウ 貸付条件

- (ア) 貸付期間 10年（据置期間を含む）
- (イ) 据置期間 3年（特別な場合5年）
- (ウ) 利子 年3%（据置期間中は無利子）
- (エ) 保証人 連帯保証人になること

エ 償還方法 年賦償還又は半年賦償還

オ 申込窓口 市に申し込む

(4) 生活福祉資金

ア 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯とする。

イ 貸付金額 一世帯 150万円以内

ウ 貸付条件

- (ア) 据置期間 6月以内
- (イ) 償還期間 据置期間経過後7年以内
- (ウ) 利子
  - 保証人あり 無利子
  - 保証人なし 年1.5%

(エ) 保証人

- a 連帯保証人となること
- b 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
- c 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者

エ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

オ 申込方法

官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

(5) 館山市災害住宅復旧資金（概要）

災害により罹災した市民の早期更生を図るため、住宅復旧のための資金を館山市災害住宅復旧資金の貸付に関する条例等に基づき貸付を実施する。

- ア 貸付対象：自ら生活を営むために居住する自己所有の建物で、その被害の程度が概ね2分の1以上の罹災住宅を復旧しようとするもの
  - イ 貸付限度額：200万円以内（別途貸付限度基準あり）
  - ウ 貸付期間：12年（据置期間2年）
  - エ 貸付利率：年3%
  - オ 償還方法：半年賦 元利均等償還
- ※災害救助法の適用を受けた災害等の場合にあつては適用しない。

(6) 災害弔慰金・災害障害見舞金（概要）

台風等の風水害や地震・津波等の自然災害により死亡した者の遺族や被災により障害を受けた者に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき市は災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。また、国と県は、その費用の一部を負担する。

ア 災害弔慰金

法に定める要件を満たす災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰金を支給する。

- (ア) 生計維持者が死亡した場合＝500万円以下を支給
- (イ) その他の者が死亡した場合＝250万円以下を支給

イ 災害障害見舞金

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 生計維持者が重度の障害を受けた場合＝250万円以下を支給
- (イ) その他の者が重度の障害を受けた場合＝125万円以下を支給

(7) 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金

県は、台風等の風水害や地震・津波等の自然災害により県内で死亡した者の遺族や重傷者等に対し、県の基準により独自に弔慰金・見舞金を支給する。

ア 千葉県災害弔慰金

基準に定める要件を満たす災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰金を支給する。（10万円）

イ 千葉県災害見舞金

基準に定める要件を満たす災害により重傷を負った者に対し、見舞金を支給する。（3万円）

また、基準に定める要件を満たす災害により住家を全壊した世帯主に対し、見舞金を支給する。（10万円）

(8) 館山市災害見舞金等（概要）

災害等により被害を受けた市民等に対し、館山市災害見舞金等給付条例等に基づき見舞金等を給付し、被害者の早期更生意欲の助長と市民福祉の向上を図る。

ア 対象被害

異常突発的な自然現象、火災、爆発等により生じた被害等

イ 支給対象者

住民基本台帳に記録されている者、又は、市内に事業所若しくは家屋敷を有する個人若しくは法人であって市内に住所を有しない者

ウ 見舞金等

災害の種類	見舞金等の額	
	普通世帯	準世帯
住家の全焼，全壊 住家の流失，埋没	30,000 円	20,000 円
住家の半焼，半壊 非住家の全焼，全壊	20,000 円	10,000 円
住家の床上浸水	10,000 円	5,000 円
死亡，行方不明	30,000 円	
負傷	10,000 円	
市長が災害に準ずるものと認めたもの	その都度市長が定める	

備考

- 1 この表において「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は自己が所有する住居に居住している単身者をいう。
- 2 この表において「準世帯」とは、寮、寄宿舍、共同住宅その他これらに類する住居に居住している単身者又は病院、社会福祉施設等の施設の入所者等であって、普通世帯以外のものをいう。
- 3 災害の判断基準は、規則で定める。

エ 見舞金を給付しない場合

災害救助法の適用を受けた場合。千葉県市町村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の規定により災害弔慰金の支給を受けることができる場合。故意と認められる場合。防災に関する勧告に従わないで被災した場合。その他市長が給付することが不相当と認めた場合。

その他、詳細については館山市災害見舞金等給付条例施行規則による。

(9) 生活相談

ア 市

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

イ 県

(ア) 県庁内に被災者総合相談口が設置されるとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口が設置される。

(イ) 被災者への相談事業等の展開

災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため、被災地及び指定避難所において専門家等による相談等の事業が行われる。

a 要介護者への巡回相談事業の実施

b 被災児童生徒及びその保護者への相談事業の実施

(ウ) 住宅被災者に対する相談等の実施

被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構の職員による住宅再建に関する相談を行う。

(エ) 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。

#### ウ 警察署

(ア) 警察署又は交番、その他必要な場所に臨時相談所が設置される。

(イ) 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡してその活動を促す。

#### (10) その他の生活確保

##### ア 日本郵便(株)

災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

##### (ア) 郵便関係

###### a 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

###### b 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

(イ) 災害時における窓口業務の維持

(ウ) (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

##### イ 労働局

(ア) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

(イ) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。

###### a 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

###### b 巡回職業相談の実施

市においては、離職者の状況を早期に把握するとともに、巡回職業相談等の実施を関係機関に要請する。

(ウ) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

##### ウ NHK

災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承

認を得て実施する。

## 5 中小企業への融資

次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じる。

### (1) 経営安定資金の融資

#### ア 市町村認定枠

##### (ア) 融資対象者

- a 激甚災害により被害を受けた者
- b 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による市町村長の認定を受けた者

##### (イ) 融資使途

設備資金、運転資金

##### (ウ) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

##### (エ) 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

##### (オ) 融資利率

年1.0%～年1.4%（融資期間により異なる。）

##### (カ) 利子補給

上記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。（条件については、災害の度合いに応じて別途定める。）

※館山市中小企業災害対策緊急融資資金保証料及び利子補給金交付要綱による利子補給あり（利子補給率等は市要綱による）

#### イ 市町村認定以外枠

##### (ア) 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

##### (イ) 融資使途

設備資金、運転資金

##### (ウ) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

##### (エ) 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

##### (オ) 融資利率

年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

##### (カ) 利子補給

上記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。（条件については、災害の度合いに応じて別途定める。）

## 6 農林漁業者への融資

災害によって、損失を受けた農林漁業者に対し、経営資金の貸付限度額を引き上げ、また農林漁業組合に対して事業運営資金の貸付限度額を引き上げるなどの

特別な措置を行うとともに、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を融資するものとする。

[資料 11-1] 農林漁業者への融資（資料編 92 頁）

## 7 義援金品の配布

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、確実・迅速に配分する。

また、市は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。

なお、義援物資については、本編第3章 第8節「救援物資供給活動」2 食料の供給体制及び3 生活必需物資等の供給体制による。

### (1) 募集の決定及び周知並びに受付

#### ア 市における受付

(ア) 一般市民その他から拠出された義援金品のうち、市に寄託されたものは、社会福祉課で受け付ける。災害の状況によって、随時、受付場所を設ける。

(イ) 義援金品の受領にあたっては、寄託者に受領書を発行する。

(ウ) 県及び日赤から寄託された義援金品についても社会福祉課が受け付けるものとし、同様に受領書を発行する。

#### イ 県が募集する義援金

機関名	内容
県	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）</p> <p>(2) 受付窓口</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>(4) 振込手数料の取扱い</p> <p>(5) 税制上の取扱い</p> <p>(6) 配分方法</p> <p>2 受付</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>(※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。)</p>

#### ウ 義援金募集团体が募集する義援金

機関名	内容
義援金募集团体	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p>

	<p>2 受付</p> <p>関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p>
--	---

(2) 配分

ア 市

(ア) 保管

- a 寄託された義援金について、社会福祉課長は被災者に配分するまでの間、会計局の金庫に保管を依頼する。
- b 義援品の保管について、市民その他から直接寄託されたもの、県及び日赤より配分を受けた物資を併せて市庁舎に保管する。ただし、災害の状況によっては、各公民館、その他臨時に集積所を定めて保管する。

(イ) 配分

- a 県又は義援金募集团体から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- b 被災者に対する義援金品の配分は、被害状況の確定後、災害対策本部において決定する。
- c 社会福祉課は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ、配分計画を立て、世帯及び人員を単位として配分する。
- d 義援品の輸送は、第3章第8節「救援物資供給活動」に準じて行う。

イ 県

機関名	内 容		
県	<p>県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。</p> <p>配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p>（表） 配分基準</p>		
	配分対象		配分比
	人的被害 (配分対象：者)	死者	10
		行方不明者（死亡と推定される者）	10
		重傷者	5
	住家被害 (配分対象：世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10
		半壊	5
床上浸水		1	

(3) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

県は、義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

[資料 11-2] 義援金品の受領証 (様式) (資料編 95 頁)

## 8 罹災証明書の交付

(1) 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、住宅被害調査の担当者を育成し、発災後、遅滞なく罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

(2) 罹災証明の発行は、被災者の申請によるものとし、市において被災状況の確認がなされた場合に交付するものとする。ただし、罹災状況が確認できない場合においても、申請者からの資料又は区長、隣接者の証明により客観的に判断できる場合は証明書を交付する。

(3) 市は、調査体制が不足する場合等は、他市町村への応援要請や「災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書」に基づく千葉県土地家屋調査士会への協力要請が行えるよう応援の受け入れ体制の整備に努める。

(4) 被害程度の判定結果に不服がある場合については、再調査を申し出ることができる旨の説明を行う。申し出のあった家屋については再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

[資料 11-3 1] 罹災証明書 調査依頼書 (兼) 交付申請書 (様式) (資料編 96 頁)

[資料 11-3 2] 被災届出 (兼) 証明書 (様式) (資料編 97 頁)



## 第2節 生活関連施設等の復旧計画

この計画は、水道・電気・ガス・通信等の施設及び農林水産業施設、また道路・河川・港湾等の公共土木施設について、災害直後に応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うために定めるものである。

関係部課	[本庁]：農水産課、建設課、下水道課 [事務組合等]：三芳水道企業団、各事業者
------	--

### 1 水道施設

三芳水道企業団は、応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

#### (1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア 施設の耐震化を図る。

イ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

#### (2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア 漏水調査を実施する。

イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。この場合は次の点に留意する。

(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、保安対策に万全を期する。

### 2 下水道施設

下水道課は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

### 3 農業集落排水施設

農水産課は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、将来の災害に備えた事業計画を策定し、工事を実施する。

### 4 電気施設

東京電力パワーグリッド(株)は、原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、指定緊急避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### (1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ         〃         のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ         〃         のその他の線路

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(4) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所、その他重要施設への供給を優先的に送電する。

## 5 ガス施設

都市ガス事業者（館山市においては房州瓦斯(株)が該当）は、あらかじめ定めるガス施設災害対策計画に沿って復旧活動を進める。LPガス事業者は、次の応急復旧活動を行う。

- (1) LPガス消費設備の被災状況等の把握
- (2) LPガス消費設備の緊急点検作業の実施
- (3) 二次災害の防止対策
  - ア 消費者への安全指導の徹底
    - (ア) 容器バルブ閉止の周知徹底
    - (イ) 指定避難所等におけるLPガス安全使用の周知徹底
  - イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先LPガス容器の回収
- (4) 被災者に対するLPガス供給
- (5) LPガスの確保
- (6) 応援受入態勢の確保
- (7) 市災害対策本部との情報連携

## 6 通信施設

東日本電信電話(株)は、災害により被災した通信回線の復旧について、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

[資料 6-3]回線の復旧順位等 (資料編 50 頁)

## 7 農林水産業施設

### (1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### ア 用水施設

(ア) 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

#### イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の市民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

[資料 11-4]防災重点農業用ため池一覧 (資料編 98 頁)

#### ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、市民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

#### エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、市民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### (2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

#### ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び市民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

#### イ 治山施設

治山施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

もの。

### (3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性を含めた漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの。

イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの。ただし、他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。

ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。

エ 外郭施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

## 8 公共土木施設

(1) 道路等の公共土木施設については、被災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終り、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。

これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

市が管理する道路について、建設課は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

(2) 河川、港湾、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

建設課が管理する河川、海岸、港湾、砂防、急傾斜地崩壊防止施設について、建設課は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの。

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。

(オ) 護岸、床止、水門、樋門、樋管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

イ 港湾施設

(ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。

- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの。ただし、他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。
- (ウ) 漁港の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- (エ) 外郭施設の決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

#### ウ 砂防施設

- (ア) 砂防ダム、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの。
- (イ) 砂防ダム、床固工、護岸工等の脚部の深堀れで、根固をする必要があるもの。
- (ウ) 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置した場合には、著しい被害を生じるおそれがあるもの。
- (エ) 天然河道の埋没で砂防ダム等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの。

#### エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

### 第3節 激甚災害の指定に関する計画

この計画は、激甚災害が発生した場合に、災害の状況を速やかに調査することにより、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑な実施を図るために定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

#### 1 激甚災害に関する調査

市長は、県内に大規模な災害が発生し、知事が激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる場合、その調査等について協力するものとする。

#### 2 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

## 第4節 復興計画

この計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基本的事項について定める。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

関係部課	全部課
------	-----

### 1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

(1) 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

(2) 大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、市、県、国は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

また、地域の復旧・復興にあっては、市民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行うこととする。

### 2 計画的復興の進め方

#### (1) 復興計画の策定

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

イ 市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。

#### (2) 防災まちづくり

ア 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画策定段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努めるものとする。

イ 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特

別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の理解を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

### 3 復興対策の研究、検討（全庁）

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討する。

#### (1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

#### (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

#### (3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実

#### (4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

#### (5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

#### (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化



# 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第1節 総則

### 1 目的

この計画は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえて、平成25年11月の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）の改正及び令和元年5月の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の一部変更に伴い、南海トラフ地震特措法第3条第1項の規定による地震防災対策推進地域及び同法第10条第1項の規定による地震津波避難対策特別強化地域に館山市が指定されていることから、南海トラフ地震特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における避難に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

#### (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

#### (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(6) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

### 3 基本方針

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、広域かつ甚大な被害となるおそれがあるものである。

南海トラフ地震の特徴及び被害想定は、平成 31 年 3 月時点の当地域防災計画が想定する千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震及び館山市役所直下の想定地震、元禄地震（1703 年）規模の地震、津波の被害想定と同等又はそれ以下であるため、南海トラフ地震への対策は平成 31 年 3 月時点の地域防災計画の対策の延長上にあるものとする。

市は、引き続き国、県、市民等の様々な主体と相互に連携しつつ、計画的かつ速やかに防災対策を推進するとともに、その内容についても、順次、見直しを行い、実効性のある計画となるように努めるものとする。

### 4 計画の位置付け及び構成

(1) この計画は、南海トラフ地震をはじめ、東海地震、相模トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、館山市、防災関係機関及び自主防災組織等の役割と責任を明らかにし、中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告を踏まえて遠方の地方自治体等との広域連携、民間企業との連携等の対策を推進していくため、防災関係機関の実施する業務等について基本的な事項を示す。

(2) この計画は、南海トラフ地震に関して特に重要な対策を中心にまとめる。

(3) この章に記載のない事項は、第 1 編総則及び本編第 2 章災害予防計画及び第 3 章災害応急対策計画によるものとする。

## 5 南海トラフ地震による被害想定

平成 25 年 5 月に公表された中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの最終報告によると、本市において、南海トラフ地震が発生した場合、国の想定では、最大震度 5 強の揺れと最大津波高 11m の津波が発生し、浸水深 30cm 以上の浸水面積が 600ha に達することが想定されている。

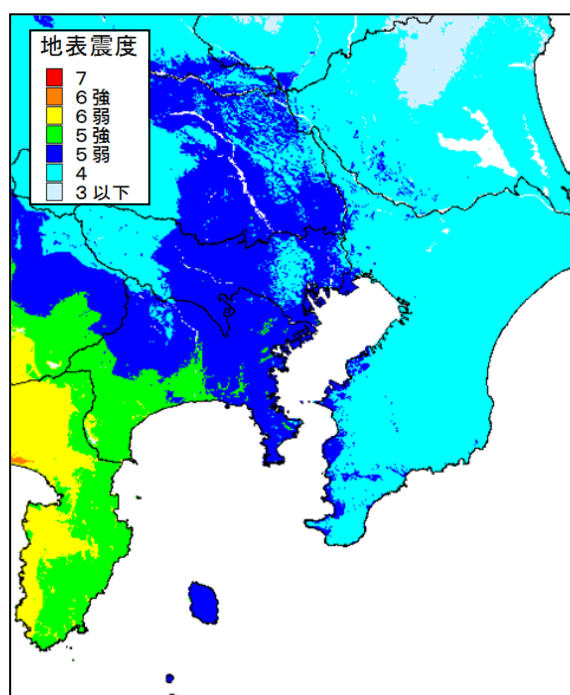
南海トラフ地震防災対策については、この南海トラフ地震による最大クラスの地震及び津波に関する想定結果を踏まえた対策を推進していくこととする。

### 館山市の被害想定

最大震度	5 強
平均津波高（満潮位）	6 m
最大津波高	11m
津波到達時間	最短 31 分
浸水面積	600ha（浸水深 30 cm 以上）

資料：南海トラフ巨大地震対策検討WG 報告（平成 25 年 5 月公表、内閣府）

### 震度分布



資料：南海トラフ巨大地震対策検討WG 報告（平成 25 年 5 月公表、内閣府）

## 第2節 推進地域及び特別強化地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

本県における推進地域は次のとおりである。

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町及び鋸南町（18市町村（平成26年3月31日内閣府告示第21号））

なお、南海トラフ特措法第10条第1項の規定により、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、館山市、南房総市及び鋸南町（3市町（平成26年3月31日内閣府告示第22号））である。

### 推進地域及び特別強化地域の指定基準

推進地域	特別強化地域
○震度6弱以上の地震 ○津波高3m以上で海岸堤防が低い地域 ○防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮	○津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域 ○特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村 ○同一府県内の津波避難対策の一体性の確保 ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

資料：内閣府

## **第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱**

---

市、県及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編総則第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める。

## **第4節 関係者との連携協力の確保**

---

### **1 物資等の調達手配**

物資等の供給体制については、本編第3章第8節「救援物資供給活動」によるものとする。

### **2 広域応援の要請**

市長は、災害応急対策又は災害復旧の実施にあたり、必要があると認めたときは、県や国に対し、職員の派遣や必要物資の提供等の応援要請を行う。応援要請に関する事項は、本編第3章第9節「広域応援の要請」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

### **3 帰宅困難者への対応**

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、本編第2章第12節「帰宅困難者等対策」及び第3章第12節「帰宅困難者等支援計画」によるものとする。

## 第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 1 津波からの防護のための施設の整備等（予防対策）

#### (1) 施設整備の方針

ア 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の計画的な補強・整備、水門等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進するものとする。

イ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理を徹底するものとする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全に配慮するものとする。

ウ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖の措置を講ずるものとする。但し、操作員の安全が確保される場合に限る。

エ 市は、津波警報等の市民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線等の整備を推進するものとする。

(2) 防災行政無線の整備に関する事項は、本編第2章第2節「津波災害予防計画」及び同第9節「情報連絡体制の整備」に定めるところにより、情報伝達体制を整えるものとする。

### 2 津波に関する情報の伝達等

#### (1) 防災関係機関の情報の収集・伝達

防災関係機関の情報の収集・伝達に関する事項は、本編第2章第2節「津波災害予防計画」、第3章第2節「情報収集・伝達体制」に定めるところによる。

#### (2) 居住者等への情報の伝達

##### ア 災害情報の伝達

居住者等への災害情報の伝達に関する事項は、本編第2章第2節「津波災害予防計画」、第3章第2節「情報収集・伝達体制」、同第4節「津波避難計画」に定めるところによる。

##### イ 情報伝達の手段

市は、津波災害対応の緊急性から、防災行政無線による情報伝達を最優先の手段とし、併せて報道機関による情報伝達、消防車両等の防災機関による広報活動及び館山市安全・安心メール等の通信媒体により、迅速に情報伝達を行うものとする。

### 3 避難対策等

#### (1) 津波の警戒が必要な範囲

南海トラフ地震による津波浸水範囲は、過去に大きな被害を与えた延宝地震や新たな知見を加えた元禄地震の資料を基に、県が平成24年に作成した津波浸水予測図の範囲に収まっているため、市では、津波による浸水のおそれのある区域を内湾(船形から洲崎灯台まで)海拔5m、外房(洲崎灯台から富崎)海拔10mとして警戒を呼びかけるものとする。

#### (2) 避難指示等の発令基準

津波避難指示等の発令基準は、本編第2章第2節「津波災害予防計画」に定めるところによる。

#### (3) 指定緊急避難場所等の確保

ア 市は、津波の警戒が必要な範囲について、

(ア) 津波からの指定緊急避難場所(津波から避難するための施設や避難の目標とする地点)

(イ) 指定緊急避難場所に至る経路

(ウ) 避難指示の伝達方法

(エ) 指定避難所にある設備、物資等

(オ) 避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等)

その他、津波被害の特性に応じた避難実施方法等を市民にあらかじめ十分周知するものとする。

イ 市は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果等の検証を通じ、指定緊急避難場所、避難路、避難方法等を見直していくものとする。

ウ 津波の警戒が必要な範囲内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めるものとする。

エ 南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等、避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明示するものとする。

オ 自主防災組織又は各種事業所等は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び館山市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、来場者等の避難誘導のための必要な措置をとるものとする。

カ 市は、津波の警戒が必要な範囲の外に避難することができない居住者等が、津波から緊急的かつ一時的に避難するための津波一時避難ビルの指定を行うとともに、必要に応じ津波避難施設を整備する。

#### (4) 避難誘導體制

ア 市民の避難誘導

市民の避難誘導に関する事項は、本編第2章第2節「津波災害予防計画」

及び第3章第4節「津波避難計画」に定めるところによる。

イ 要配慮者、避難行動要支援者の避難支援

災害時に自力で避難することが困難な要配慮者や避難行動要支援者の避難支援については、本編第2章第8節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところによる。

(5) 指定避難所の開設・運営

指定避難所の開設・運営に関する事項は、本編第2章第11節「防災施設の整備」、第3章第3節「地震・火災避難計画」及び同第5節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところによる。

(6) 避難意識の普及啓発対策

避難意識の普及啓発に関する事項は、本編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防計画」に定めるところによる。

(7) 津波避難計画

市では、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に起因する津波災害から、市民や観光客等の生命及び身体の安全を確保することを目的に、本項上記(1)～(6)等について定めた「館山市津波避難計画」を平成30年2月に策定している。

#### 4 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (4) 津波到達予想時間を考慮した退避ルールの確立

#### 5 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 上水道

三芳水道企業団は、津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の応急給水に備えるものとする。

(2) 下水道

下水道課は、津波からの円滑な避難を確保するため、地震での下水道管の破損等による2次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

(3) 電気

東京電力パワーグリッド(株)は、津波から円滑な避難を確保するため、地震



による火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気は、津波警報等の伝達や夜間避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるものとする。

#### (4) ガス

ア 房州瓦斯(株)は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。また、ガス供給施設及び主要バルブ等の巡視、点検を行うものとする。

イ (公社)千葉県LPガス協会は、市からLPガスの供給を要請されたときは、「災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定」に基づき優先的に供給するものとする。

#### (5) 通信

東日本電信電話(株)は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の通信困難時の対策等を実施するものとする。

#### (6) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、市、防災関係者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等から津波の円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

ウ 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとする。

## 6 交通対策

### (1) 道路の対策

館山警察署及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

### (2) 海上の対策

千葉海上保安部等は、津波の来襲により船舶交通の危険が生ずるおそれが

あるときは、必要に応じて船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道の対策

鉄道事業者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるものとする。

(4) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、船舶、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

## 7 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、公民館、社会教育施設、博物館、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達にあたっては、津波の規模、到達時間等の必要な情報を収集するとともに、防災マップ等を確認し指定緊急避難場所や避難経路、交通規制状況等を伝達し、適切な避難誘導を行うものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難できるよう、来場者等に対し伝達するものとする。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消火用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電設備の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

学校等が津波による浸水のおそれがある区域にあるときは、避難の安全に関する措置を行うとともに、学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置を図るものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、前記(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 可搬式発電機等による非常用電源

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める指定避難所又は応急救護所が設置される施設の管理者は、前記（１）ア又は（１）イに掲げる措置をとるとともに、市が行う指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

（３） 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

## 8 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、本編第３章第６節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

## 第6節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

### 1 災害対策本部等の設置等

#### (1) 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、又は南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、警戒配備体制とし、情報収集及び連絡活動を強化するとともに広報活動、応急措置が円滑に実施できる体制とする。また、必要に応じて非常配備体制とし、館山市災害対策本部を設置する。（本編第3章第1節「災害対策本部活動」を参照）

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 <sup>※3</sup>	・南海トラフ沿いで異常な現象 <sup>※1</sup> が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」 <sup>※2</sup> の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

※2：従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行う。

※3：臨時情報に付記するキーワードについては本編第5章第1節「総則」を参照

#### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、館山市地域防災計画、館山市災害対策本部条例及び館山市職員災害対応初動マニュアルに定めるところによる。

#### (3) 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集に関する事項は、本編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

### 2 地震発生時の応急対策等

#### (1) 地震発生時の応急対策

##### ア 情報の収集・伝達

(ア) 情報の収集・伝達に関する事項は、本編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同第4節「津波避難計画」に定めるところによる。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、

生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

(ウ) 伝達手段については、防災行政無線、館山市安全・安心メール、たてやま安心電話、インターネット（ホームページ、SNS等）、テレビ及びラジオ（Lアラート経由）などにより情報伝達を実施するものとする。この場合において、消防団や自主防災組織、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

## (2) 避難指示の発令

避難指示に関する事項は、本編第2章第2節「津波災害予防計画」及び第3章第3節「地震・火災避難計画」に定めるところによる。

なお、南海トラフ地震においては、特に次の事項にも留意するものとする。

ア 地震発生後、千葉県内房に津波警報又は大津波警報が発表されたときには、市長は、津波による浸水のおそれがある区域の内湾（船形から洲崎灯台まで）海拔5m以下、外房（洲崎灯台から富崎）海拔10m以下の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう「避難指示」を発令するものとする。

### イ 応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### ウ 避難対策等

#### (ア) 地域住民等の避難行動等

市は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として館山市津波避難計画で定める地域（以下「事前避難対象地域」という。）のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）に対して避難指示等を発令するとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路等を周知するものとする。

#### (イ) 高齢者等事前避難対象地域の避難行動等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。避難行動の方針、避難所の場所、その経路及び方法については、館山市津波避難計画で定める。

#### (ウ) 避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、第2編地震・津波編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節

「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

エ 滞留旅客、帰宅困難者に対する措置

(ア) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客、帰宅困難者の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護に関する連携体制等の措置については、第2編地震・津波編第3章第12節「帰宅困難者等支援計画」に定めるところによる。

(3) 施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視に関する事項は、本編第3章第14節「応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理」、同第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるところによる。

(4) 救助・救急活動、医療活動、消防活動

ア 救助・救急活動、消防活動

救助・救急活動、消防活動に関する事項は、本編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

イ 医療活動

医療活動に関する事項は、本編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

(5) 物資調達

物資調達に関する事項は、本編第3章第8節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

(6) 輸送活動

輸送活動に関する事項は、本編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところによる。

(7) 資機材、人員等の配備手配

ア 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の関係団体等への調達手配に関する事項は、本編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」及び同第8節「救援物資供給活動」、同第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」、同第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるところによる。

イ 人員の配置

県に対する人員の配備状況の報告及び国及び県に対する人員の配置依頼については、本編第3章第1節「災害対策本部活動」及び同第9節「広域応援の要請」に定めるところによる。

(8) 他機関に対する応援要請

ア 市は必要があるときは、災害時応援協定に従い、民間企業又は他市町村に

対して応援を要請するものとする。応援要請に関する事項については、本編第3章第8節「救援物資供給活動」及び同第9節「広域応援の要請」に定めるところによる。

イ 市長は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めるときは、知事に派遣を求めることができる。

自衛隊の派遣要請に関する事項については、本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

### 3 時間差発生時（後発地震）の応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置は次のとおりである。

#### （1）地震情報の周知

ア 市は、地域住民等及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法について「館山市地域防災計画」に基づき、適切に実施する。この場合において、防災行政無線、館山市安全・安心メール、たてやま安心電話、インターネット（ホームページ、SNS等）、テレビ及びラジオ（Lアラート経由）などにより情報を伝達し、あわせて消防団や自主防災組織、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

イ 市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

#### （2）応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生する場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### （3）後発地震に備えた防災対応等の呼びかけ

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えや長期の避難生活に関する留意事項、心構え等の防災対応、準備をとる旨を呼びかけるものとする。

## 第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

---

市は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

### 1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

- (1) 指定避難所等に指定される公共施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。
- (2) 市では、津波の警戒が必要な範囲の外に避難することができない市民等が、津波から緊急的かつ一時的に避難するため、津波避難場所及び津波避難ビルを指定している。  
今後は、市民等や観光客にこれらの施設の位置を周知するため、防災マップや広報紙への記載ほか、施設名等を示す避難所看板の整備に努める。
- (3) 市は、津波による浸水のおそれがある区域内の市民等が指定する避難経路について、震災時でも安全に避難できるよう必要な整備に努める。

### 2 防災拠点施設の整備

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化に努める。整備については、本編第2章第11節「防災施設の整備」に定める。

### 3 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備

市は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両、通信施設等の整備に努める。整備については、本編第2章第4節「消防計画」に定める。

### 4 通信施設の整備

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線を整備する。整備については、本編第2章第2節「津波災害予防計画」及び同第9節「情報連絡体制の整備」に定める。

### 5 備蓄施設等の整備

飲料水、食料の他、指定避難所及び災害応急対応に必要な資機材を備蓄するとともに、備蓄品を保管するための必要な備蓄倉庫の整備に努める。整備については、本編第2章第10節「備蓄・物流計画」に定める。



## 第8節 地域防災力の向上と防災訓練計画

---

市及び防災関係機関は、震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期すため、自主防災組織等と連携しながら、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。実施にあたっては、本編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防計画」に定めるところによる。

### 1 市及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

## 第9節 防災教育及び広報

---

防災教育及び広報については、第2編地震・津波編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」に準ずるものとする。

## 第 10 節 南海トラフ地震防災対策計画

本章第 2 節に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成 15 年政令第 324 号）第 3 条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、南海トラフ特措法第 7 条第 1 項の規定により、次の事項を定めた対策計画又は地震防災規程を作成し、県又は消防本部へ届け出るものとする。

対策計画又は地震防災規程の作成にあたっては、市は必要な助言を行うものとする。また、届け出た者は、対策計画又は地震防災規程の写しを市へ提出しなければならない。

なお、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。

### 1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

#### (1) 各計画において共通して定める事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

#### (2) 個別の計画において定める事項

- ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
  - (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
  - (イ) 顧客等の避難のための措置
  - (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置

- イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

- ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
  - (ア) 津波警報等の旅客等への伝達
  - (イ) 運行等に関する措置

- エ 学校、社会福祉施設を管理する者  
指定緊急避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

- オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係  
第 3 章第 15 節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」に

準ずるものとする。

## 2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

(ア) 災害応急対策をとるべき期間等

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

(ウ) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ 個別の計画において定める事項

(ア) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

a 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。

c 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

(イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

- c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。
- (ウ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達
  - b 運行等に関する措置
  - c bの結果生ずる滞留旅客等に対する措置
- (エ) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
- a 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。
  - b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。
  - c 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。
- (オ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係
- a 水道
    - 水道事業については、第2編地震・津波編第3章第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」に準ずるものとする。
  - b 電気
    - 電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。
  - c ガス
    - (a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。
    - (b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる

必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

d 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。

e 放送

(a) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。

(b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

(ア) 災害応急対策をとるべき期間等

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の周知等

(ウ) 関係機関のとりべき措置

### 3 防災訓練に関する事項

### 4 地震防災上必要な教育及び広報

## 第 11 節 津波避難対策緊急事業計画の策定

---

本章第 5 節 3 避難対策等により、対象地域ごとに津波避難対策を実施する必要がある場合は、南海トラフ地震特措法第 12 条第 1 項の規定による津波避難対策緊急事業計画を作成する。

# 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災 対策推進計画

## 第1節 総 則

### 1 目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本千島法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。

### 2 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

#### (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

## **第 2 節 推進地域及び特別強化地域**

---

日本千島法第 3 条第 1 項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

本県における推進地域は次のとおりである。

千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び御宿町（27 市町村（令和 4 年 10 月 3 日内閣府告示第 99 号））

なお、法第 9 条第 1 項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、銚子市（1 市（令和 4 年 10 月 3 日内閣府告示第 100 号））である。

## **第 3 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱**

---

市、県及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編総則第 3 章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める。

## **第 4 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画**

---

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、本編第 5 章第 7 節に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

## **第 5 節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項**

---

本編第 5 章第 5 節に準ずる。



## 第6節 関係者との連携協力の確保に関する事項

---

本編第5章第4節に準ずる。

## 第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

---

### 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

- (1) 市は、後発地震への注意を促す情報等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。
- (2) 市は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。
- (3) 市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の活動体制、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。
- (4) 県及び市は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

### 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

### 3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をとるべき地域は、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域とされ、本県では次のとおりである。

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町（14市町村）

県及び市町村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 4 県及び市のとるべき措置

県及び市が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、とるべき措置は、本編第5章第6節3（3）に準ずる。

## 第8節 地域防災力の向上と防災訓練計画

---

本編第5章第8節に準ずる。

## 第9節 防災教育及び広報

---

市及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、本編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防計画」に準ずるものとする。

なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

### 1 市の職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

## **2 地域住民等に対する教育及び広報**

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識